

食品ロス削減・循環施策の主な論点について

- ・ 2015 年 9 月：SDGs のターゲットに 2030 年までに半減するという目標が掲げられる
- ・ 2015 年 3 月：新・京都市ごみ半減プラン策定
食品ロス削減目標を設定，2020 年までに 2000 年比で概ね半減（9.6 万トン→5 万トン）
- ・ 2018 年 5 月：国が第 4 次循環型社会形成推進基本計画策定，2030 年までに半減する目標を設定
- ・ 2019 年 5 月：食品ロス削減推進法が公布，10 月に施行

1 発生抑制

- 家庭から出るごみの約 4 割が食品廃棄物（約 7 万トン）であり，そのうち約 4 割を食品ロスが占めている。この間，少しずつ減ってきているものの，いまだ 2.6 万トンもの食品ロスが発生している現状であり，ライフスタイルの変化（高齢化や共働き世帯の増加に伴う，食の中食・外食化の進展など）を踏まえ，更なる発生抑制の取組をどのように進めるべきか。

- 事業者から出るごみについても，約 4 割が食品廃棄物（約 7 万トン）であり，そのうち約 5 割を食品ロスが占めている。ここ数年，事業者からの食品廃棄物排出量は減少傾向であるのに対し，食品ロスはわずかながら増加傾向である。事業者のビジネススタイルの変革を促していくうえで，この対策をどのように進めるべきか。

2 循環施策

- 食品リサイクルが進まない要因として，リサイクル手数料とごみ処理手数料（焼却）との差が大きいこと，またリサイクル処理施設が不足していることが挙げられる。食品リサイクルへの誘導，施設の誘致など対策をどのように進めるべきか。

紙ごみ・木質ごみ等の循環施策の主な論点について

- ・2014年6月：雑がみ分別・リサイクルの全市展開（雑がみ保管袋の全戸配布など）
- ・2015年3月：新・京都市ごみ半減プラン策定
分別・リサイクルの促進に関する目標として、
☆紙ごみ削減目標を設定（2020年までに2000年比で概ね半減：22万トン→10万トン）
☆持込ごみとしてクリーンセンターに搬入される木質ごみの削減目標を設定
（2020年までに2013年1.4万トン→2020年1万トン）
- ・2015年10月：ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」により、
資源化可能な紙ごみ（事業者は新聞・雑誌・ダンボール）の分別を義務化
- ・2016年4月：ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」により、事業者の雑がみの分別を義務化
- ・2018年4月～：マンションの紙ごみ削減対策を実施
古紙コミュニティ回収の実施拡大、入居者への啓発強化等

1 紙ごみ

- 家庭・事業者から排出されるごみの約3割（約11万トン）が紙ごみであり、そのうち約3～4割（約3.7万トン）はリサイクル可能（雑がみ等）なものが占めている。これまで減量は進んできているが、更なる分別の徹底に向け、対策をどのように進めるべきか。

[]

2 木質ごみ等

- クリーンセンターへ直接持ち込まれるごみ（約2.6万トン）の約6割を木質ごみが占めており、そのほとんどが、剪定枝などの資源化可能物である。民間リサイクル施設への誘導策や施設の誘致など、対策をどのように進めるべきか。

[]

ごみ処理手数料のあり方の主な論点について

- ・ 2005年8月：廃棄物減量等推進審議会からの答申（許可業者搬入手数料のあり方について）
- ・ 2006年4月：許可業者搬入手数料を条例に制定（500円/100kg，8年以内に1,000円/100kgへ）
- ・ 2008年4月：許可業者搬入手数料の改定（650円/100kg）
- ・ 2008年7月：廃棄物減量等推進審議会からの答申（事業系ごみの減量施策のあり方について）
→市民持込など少量の排出者について配慮した手数料体系へ（100kg以下は料金据置き）
- ・ 2009年10月：持込ごみ手数料の改定（1,000円/100kg，現行制度へ）
- ・ 2011年4月：許可業者搬入手数料の改定（800円/100kg）
- ・ 2014年4月：許可業者搬入手数料の改定（1,000円/100kg，現行制度へ）

1 許可業者搬入手数料

- 事業系一般廃棄物の処理には，市民の負担が伴っていることから，周辺自治体の状況や排出者責任（排出事業者が適正処理を行う責任）の考え方を踏まえ，料金体系をどのように考えるべきか。

[]

- また，料金改定する場合において，留意すべきことは何か。

[]

2 持込ごみ搬入手数料

- 持込ごみの処理料金については，許可業者搬入手数料との整合性や排出者責任（排出事業者が適正処理を行う責任）の考え方を踏まえ，どのような料金体系にするべきか。また，市民（少量排出者）への配慮をどのように考えるべきか。

[]